

■「臨時福祉給付金」の申請が はじまっています

7 月に入り各地で「臨時福祉給付金」などの受付申請が始まっています。

「給付金」は、4 月からの消費税引き上げに伴う負担軽減策として、一定の要件を満たす低所得者（住民税非課税など）や子育て世帯などに対し、臨時的な措置として実施されるものです（1 回限り）。

対象者と思われる方々には、お住まいの市町村から順次「申請書」が送付されているもようです。

対象となる可能性があるのに「申請書」が届かない場合は、各市町村窓口（<http://www.2kyufu.jp/shichouson/index.html>）へお問い合わせ下さい。

臨時福祉給付金 支給要件

【支給対象者】

平成 26 年度分市町村民税（均等割）が非課税の方

ただし、非課税でも、課税されている人に扶養されている場合や生活保護受給者は対象外

【支給額】

支給対象者一人につき 1 万円

年齢・障害基礎年金などは 5 千円加算

参考：厚労省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/rinjifukushikyuuufukin/

■10 月より高齢者対象の肺炎球菌ワクチンが定期接種化

予防接種法施行令が「改正」され、2014 年 10 月より、定期予防接種の対象疾患に高齢者の肺炎球菌ワクチンが加わることになりました。

対象者となる年齢は 65 歳からですが、60 歳以上 65 歳未満でも、心臓や腎臓、

2014 年 10 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までは以下の方が対象

対象者	生年月日
65歳となる方	昭和24年4月2日生 ~ 昭和25年4月1日生
70歳となる方	昭和19年4月2日生 ~ 昭和20年4月1日生
75歳となる方	昭和14年4月2日生 ~ 昭和15年4月1日生
80歳となる方	昭和 9年4月2日生 ~ 昭和10年4月1日生
85歳となる方	昭和 4年4月2日生 ~ 昭和 5年4月1日生
90歳となる方	大正13年4月2日生 ~ 大正14年4月1日生
95歳となる方	大正 8年4月2日生 ~ 大正 9年4月1日生
100歳となる方	大正 3年4月2日生 ~ 大正 4年4月1日生
101歳以上の方	大正 3年4月1日以前の生まれ

* 60 歳から 65 歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能などに障害がある方も対象

呼吸器などの機能に障害があれば対象になります。

なお、過去に同ワクチン接種歴がある場合は、対象になりません。誤って摂取した場合は、副作用反応が強く発現することが報告されているので、予防接種を検討するときには、必ず接種歴を確認し、その上で主治医と相談してみましよう。

参考 1：肺炎球菌予防接種の公費助成を行っている市町村（厚労省調べ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000fgan-att/2r9852000000fgh8.pdf>

参考 2：高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチン Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000052297.pdf>